大津市農業振興ビジョン策定に関する懇話会設置要綱

（設置）

第１条　大津市農業振興ビジョンを策定するに当たり、農業関係者等から広く意見を聴取するため、大津市農業振興ビジョン策定に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（意見を聴取する事項）

第２条　懇話会においては、大津市農業振興ビジョン案に関する意見その他大津市農業振興ビジョンの策定及び推進について必要な事項に関する意見を聴取する。

（構成）

第３条　懇話会は、次に掲げる者１０人以内をもって構成する。

⑴　農業に関する知見を有する者

⑵　農業関係者

⑶　関係行政機関の職員

（会議等）

第４条　懇話会の会議（以下「会議」という。）は、次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

２　会議は、あらかじめ庶務担当課長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

３　庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

４　会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。